

判 決 要 旨

【判決日時・法廷】 平成19年2月27日（火）午後1時30分 法廷813号

【事件番号、当事者名と事件名】

平成18年（行コ）第124号各国籍確認請求控訴事件（原審・東京地方裁判所
平成17年（行ウ）第157号，同第184号ないし第191号）

控訴人（被告） 国 被控訴人（原告） 9名

【裁判官】 東京高等裁判所第16民事部 裁判長宗宮英俊 坂井満 畠山稔

【主文】

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

【事案の概要】

本件は、フィリピン国籍の母と日本国籍の父との間に出生した被控訴人ら9名が、出生後に父から認知を受けたことを理由に法務大臣に国籍取得届を提出したところ、被控訴人らは国籍法（以下「法」という。）3条1項で定められた国籍取得の要件を備えてないとして、日本国籍の取得を認められなかったため、父母の婚姻及び嫡出子たることを国籍取得の要件とする同項の規定は憲法14条1項に違反するなど主張して、控訴人に対し、被控訴人らが日本国籍を有することの確認を求めた事案である。

原判決は、法3条1項のうち「父母の婚姻」及び「嫡出子たる身分の取得」の要件を定めた部分のみが憲法14条1項に違反して無効であるから、日本人父による認知を受けて国籍取得の届出をした被控訴人らは法3条1項により日本国籍を取得すると判断し、被控訴人らの請求をいずれも認容したため、控訴人は、これに不服であるとして本件控訴を申し立てた。

【争点】

日本人父から認知を受けた被控訴人らが法務大臣に対する届出により日本国籍を取得するか否か。

【理由の要旨】

1 国籍法と憲法14条

憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定している。これは、国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定することは、国家の固有の権限に属するものであり、国籍の得喪に関する法律の要件をどのように定めるかは、それぞれの国の歴史的事情、伝統、環境等の要因によって左右されることが大きいところから、日本国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかを法律に委ねる趣旨であると解される。したがって、日本国籍の得喪に関する法律の要件をどのように定めるのかについては、国会に広範な裁量権が与えられているといえるが、もとより憲法14条1項に反する規定を定めることは許されない。

2 国籍法の趣旨等

ア 昭和59年改正を経た法2条1号は、子は、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に日本国籍を取得するものと定める。これは、父又は母が日本人である子は日本国民であるとする扱いが我が国の国民感情に合致していることを前提として、両性平等の趣旨にも沿ういわゆる父母両系血統主義を採用したものであるが、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものである（平成14年11月22日最高裁判決参照）。

イ 法3条1項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」と定め、届出による国籍の伝来的取得を創設した。これは、日本人母の子は、父が外国人であるか否かを問わず、嫡出又は非嫡出を問わず、出生により法2条1号に基づき日本国籍が付与されると解されるのに対し、日本人父の子は、母

が外国人である場合、出生時に父子関係が確定しているとき（子が嫡出子あるいは父から胎児認知されているとき）でなければ出生により日本国籍が付与されないことになり、父母の婚姻が子の出生の前であるか後であるかによって、嫡出子の間に国籍取得に大きな差異が生ずることになるため、制度の均衡上考慮する必要がある、特に我が国では往々にして子が生まれてから婚姻の届出をするということも少なくないこと、準正子は、出生時に父母が婚姻していた場合の子と同様、父母の下で監護・養育を受けて成長することが想定され、父との結合関係があり生活の一体化がみられるのが通例であると考えられることから、このような準正子については、帰化の手続によることなく、より簡易な方法による国籍取得の方法を認めるのが相当であるとして設けられたものである。

ウ また、民法上、非嫡出子は、母の氏を称し（民法790条2項）、原則として母の親権に服する（同法819条4項）とされているのに対し、準正子である未成年の子は、その準正の時から当然に父母の共同親権に服し（同法818条1項、3項）、出生時から嫡出子であった子と同様、父母の下で監護・養育を受けて成長することが想定されており、法律婚尊重主義が採られている我が国においては、日本人父と外国人母との間の子のうち、日本人父による認知を受けているのみの非嫡出子よりも、父母の婚姻により嫡出子の身分を取得した準正子の方が、典型的にみて、日本人父の家族に包摂され、我が国との結び付きが密接であることは肯定し得るものというべきである。

エ 以上によれば、法3条1項は、日本人父の子の出生が父母の婚姻前であるか後であるかによることのみによって国籍取得の在り方に違いが生ずることの不均衡をできるだけ是正することを目的として定められたものであり、日本人父の準正子は、典型的にみて、父母の婚姻により日本人父の家族関係に包摂され、我が国との結び付きが密接になることから、法務大臣に対する届出による伝来的な国籍取得を認めたものと解することができる。そして、国籍法上、日本人父の非嫡出子が認知と法務大臣に対する届出により日本国籍

を取得できるとする規定は存在しない。

3 被控訴人らの法3条1項の一部違憲無効の主張について

被控訴人らは、法3条1項のうち、「父母の婚姻」及び「嫡出子たる身分の取得」の要件のみが憲法14条1項に違反して無効であるから、被控訴人らは同条項の届出により日本国籍を取得する旨主張する。

しかしながら、法3条1項は、日本人父の子のうち、父の認知と父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した者に対する規定であって、非嫡出子は含まれないとして成立したものであるから、上記要件を無効としたところで、同条項に基づき非嫡出子が法務大臣に対する届出により国籍を取得するものと解することはできない（国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを定めることは、国家の固有の権限であり、国会が法律で定めた国籍得喪の要件は、その規定の性質上、元々法律文言を厳密に解釈することが要請され、立法者の意思に反するような拡張解釈、類推解釈をすることは許されない。）。仮に被控訴人らが主張するように法3条1項のうちの上記要件のみが憲法14条1項に違反して無効であるとして、そのことから非嫡出子が認知と届出のみによって日本国籍を取得できるものと解することは、法解釈の名の下に、実質的に国籍法に定めのない国籍取得の要件を創設するものにほかならず、裁判所がこのような国会の本来的な機能である立法作用を行うことは憲法81条の違憲立法審査権の限界を逸脱するものであって許されない。被控訴人らは、仮に立法によって是正するとしても、立法政策上、非嫡出子にも届出による国籍取得を認めるしか選択肢がないのであるから、上記要件のみを違憲無効として、法3条1項につき、日本人父の子で認知を受けた者は法務大臣への届出により日本国籍を取得すると解釈しても立法権を侵害することにはならない旨主張するが、立法政策上選択の余地がないものとは判断できない。また、被控訴人ら主張の上記要件が憲法14条1項に違反して無効であるとする、法3条1項全体が憲法14条1項に違反して無効となると解するのが相当であるが、仮に法3条1項が無効とされるとすれば、父母の婚姻及び日本人

父による認知の要件を具備した子が日本国籍を取得できる根拠規定の効力が失われるだけであり、そのことから、出生した後に日本人父から認知を受けたものの、父母が婚姻しないために嫡出子たる身分を取得しない子が法務大臣に対する届出により日本国籍を取得する制度が創設されるわけではないことも明らかである。

- 4 以上のとおりであるから、被控訴人らは、国籍法3条1項が憲法14条1項に違反し、その一部又は全部が無効であるか否かにかかわらず、法務大臣に対する届出によって日本国籍を取得することはできないものというほかない。

よって、被控訴人らの国籍確認の請求は理由がない。